

平成31年度から適用される個人市民税・県民税の改正について

(平成31年1月1日現在の法令に基づいています。)

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

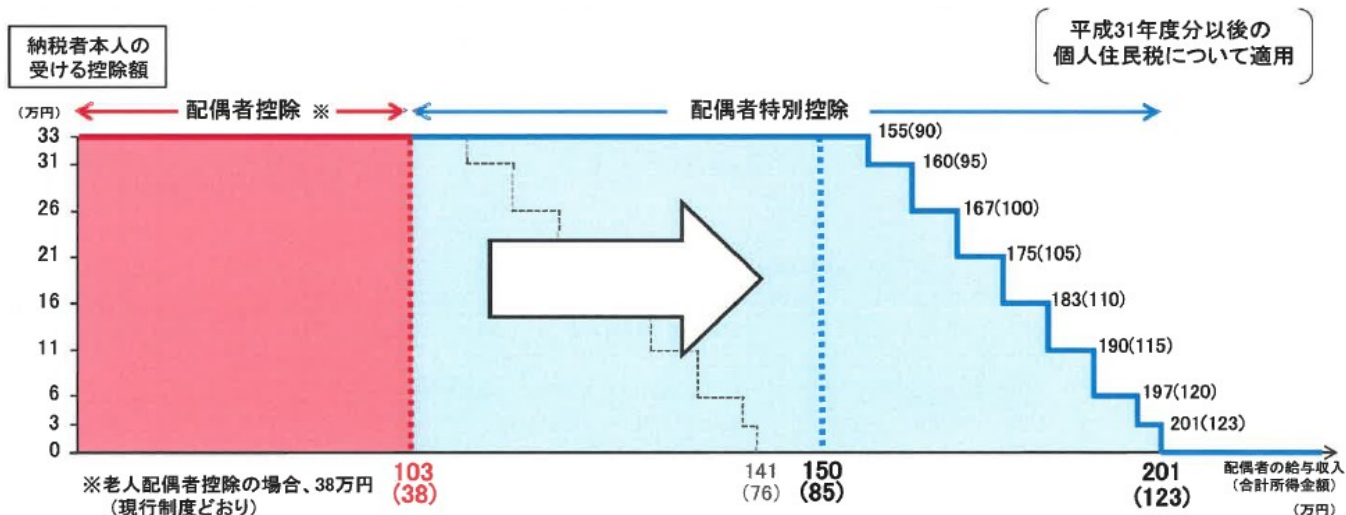
就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されます(※所得税においても同趣旨の見直しが行われ、平成30年分から適用されます。)

配偶者特別控除について、所得控除額が満額の対象となる配偶者の給与収入金額上限が引き上げられます。

また、納税者本人にも所得制限が設けられ、配偶者控除・配偶者特別控除の控除額について、合計所得金額が900万円超から段階的に減少し、1,000万円超でなくなる仕組みが設けられます(合計所得金額ごとの控除額については2章7ページをご参照ください。)

なお、前年の収入が給与のみで、合計所得金額1,000万円超(給与収入1,220万円超)の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人市民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問い合わせください(問い合わせ先電話番号については、その他-5ページをご参照ください)。



住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

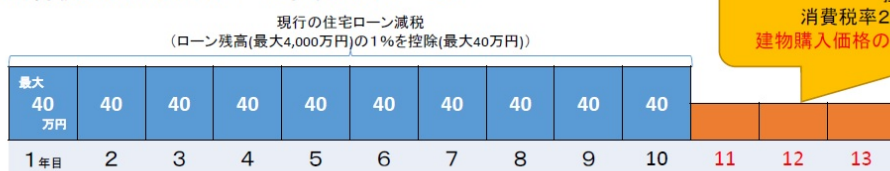
所得税で住宅ローン控除を控除しきれない方について、現行制度と同じ控除限度額(以下参照)の範囲内において、市・県民税の住宅ローン控除期間を延長する特例が創設されました。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	H26.4.1~H33.12.31(※1)	今回の変更(特例の創設)
		H31.10.1~H32.12.31(※2)
控除限度額	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)のいずれか少ない金額	同左
控除期間	10年	13年

(※1) H26.4~H33.12の欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。
(※2) 減税延長の適用対象は、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である住宅の取得等に限る。

<所得税における住宅ローン控除のイメージ>



※認定住宅の場合、入居1~10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。